

(仮称)調布市個人情報保護法施行条例(案)の概要に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年9月12日(月)～令和4年10月11日(火)
- (2) 周知方法 令和4年9月20日号市報及び令和4年10月5日号市報, 市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 公文書資料室, 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, 教育会館(1階), 総合福祉センター, 市ホームページ
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, アンケートフォームで市役所総務課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 30件(5人)

<提出意見の内訳>

総論に対する意見	4件
「定義」に対する意見	1件
「不開示情報の範囲」に対する意見	2件
「審議会等への諮問」に対する意見	3件
「オンライン結合の制限」に対する意見	1件
「個人情報ファイル簿」に対する意見	2件
「要配慮個人情報」に対する意見	2件
「開示, 訂正及び利用停止」に対する意見	5件
「開示決定等の期限」に対する意見	5件
「行政機関等匿名加工情報」に対する意見	2件
「安全管理措置」に対する意見	1件
「死者の個人情報」に対する意見	1件
その他に対する意見	1件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
総論	1	<p>条例の内容については、概ね異論はありませんが、実際の個人情報の運用について以下の通り意見します。</p> <p>過日、情報公開請求者の個人情報を漏えいするという残念な事案がありました。それだけではなく、日常的に調布市の教育機関では、本人の同意なく(A)に個人情報を提供するなど個人情報の漏えいや不適切な利用がなされています。特に(B)学校では、(A)が(C)のために脅迫のような文言を付して個人情報を不正に入手しようとし、そのような手紙を(B)学校が配布しているなど、個人情報の不適切利用に教育機関が加担しています。</p> <p>このような不当な個人情報管理がなされないよう、教育委員会から、各市立小中学校に対し、「児童・生徒および保護者の個人情報を、本人の同意なく(A)に提供しないこと」を徹底してください。</p> <p>また、加入手続きをしていないのに学校が勝手に(A)に加入したことにして(A)に情報提供をすることをやめさせてください。</p> <p>※いただいた御意見のうち、個人や団体等が特定されるおそれがある箇所については、(A)、(B)及び(C)と表記しています。</p>	<p>現行条例、改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)及び(仮称)個人情報保護法施行条例(以下「施行条例」という。)に基づき、制度の適正な運用を図って参ります。</p> <p>いただいた個別の個人情報の運用についての御意見については、関係部署に情報提供いたします。</p>
総論	2	<p>現行の調布市の個人情報保護制度の基本が変わるのか変わらないのか明記した資料をつくるべきである。</p> <p>調布市HPでは調布市の個人情報保護制度として①個人を取り扱うルールを明確化します②市民の情報コントロール権を保証します。③非開示等の決定に不服のある時は④第三者機関により制度運営をチェックします。④民間事業者に対して個人情報の適正な取り扱いを求めます。の4つにまとめ、具体的な内容を説明している。今回の施行条例への移行によって こうした点に変更があるのかないのか 明確に示すべきである。そうしないと市民としては判断の基準がないのではないのか？前述内容の公表を求める。</p>	<p>①個人情報を取り扱うルールについては、全国共通ルールとして市においても改正法が適用されます。</p> <p>②市民の自己情報のコントロール権の保証については、改正法第5章第4節において、開示、訂正及び利用停止請求権が保証されています。</p> <p>③開示等請求の決定に対し不服がある場合の審査請求の諮問機関として、施行条例においても調布市個人情報保護審査会を設置し、審査することとなります。</p> <p>④民間事業者の個人情報の取扱いについては、改正法第4章の規定が全国共通ルールとして適用されます。</p>
総論	3	<p>①なぜ施行条例制定か？</p> <p>施行条例の内容みると 改正法施工のための規定条項はそれほど多くない。ならば調布市個人情報保護条例の部分改正で対応できるのではないかと施行条例の制定にしたのはなぜか？</p>	<p>制定する施行条例の趣旨は、改正法の施行に伴い必要な事項を定めるものとしていいます。</p> <p>したがって、現行条例の制定趣旨、目的とは異なるものであることから、現行条例を廃止し、新たに施行条例を制定することといたしました。</p>
総論	4	<p>はじめに</p> <p>パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。</p> <p>総論</p> <p>個人情報保護法改定が、自治体が先駆的に守ってきた個人情報保護、プライバシー権、自己情報コントロール権などの個人の基本的な権利の尊重が不十分な状態で、データの利活用を可能とし、ひいてはデジタル監視社会へと踏み出すものであるから、今回の条例改正により、個人情報保護の後退や地方自治・条例制定権否定につながるようにはすべきである。</p>	<p>調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、分かりやすい形で公表に努めることとしています。多数の意見を分類しつつ、御意見を踏まえ、できるだけ原文を掲載しております。</p> <p>個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月から全国共通ルールとして改正法の規定が市においても直接適用されることから、改正法の施行に伴い必要な事項等を本施行条例において規定するものです。</p>
定義	5	<p>改正調布市個人情報保護条例(以下「改正条例」とする)3条2号</p> <p>個人情報の定義が「生存する」をつけない「個人に関する情報(以下略)」となっているが、死者の個人情報も含むのか、生存する個人に関する情報に限るのか、規定を明確化すべきではないか。</p>	<p>個人情報の定義は、改正法第2条第1項に規定され、「生存する個人に関する情報」との規定がありますので、施行条例においても「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれないものとします。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
不開示情報の範囲	6	<p>⑥開示内容 情報公開条例との整合性をはかると どうなるのか 市民の前に示さないと賛否を しめせない。</p>	<p>開示請求時の不開示情報について、市の情報公開条例で公開しないこととしている 情報で、改正法第78条第1項各号において不開示情報として規定されていない情 報については、情報公開条例上の非公開情報を施行条例に規定し、整合を図りま す。</p>
不開示情報の範囲	7	<p>開示等請求における不開示情報の範囲 保有個人情報の開示請求における不開示情報は、調布市情報公開条例（以下条例） の非開示情報に合わせる規定を定めるとのことだが、条例7条を恣意的に解釈し、 条例8条を無視して、何でもかんでも個人情報として黒塗りマスキングが行われて いる。 一例は、令和4年6月の調布市議会に提出された、陳情第63号「都市整備部外環 担当部署における条例違反の情報公開の運用を改めることを求める陳情」である。 https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1655425814879/sim ple/tin_63.pdf 2つの条例の整合性をとる必要はあるが、条例から外れた恣意的な解釈や運用を防 止する規定や職員の教育が必要である。</p>	<p>開示請求時の不開示情報について、市の情報公開条例で公開しないこととしている 情報で、改正法第78条第1項各号において不開示情報として規定されていない情 報については、情報公開条例上の非公開情報を施行条例に規定し、整合を図りま す。 また、改正法第166条において、個人情報の適正な取扱いを確保するために個人 情報保護委員会に対し、必要な情報の提供や技術的な助言を求めることができると 規定されており、改正法の規定に基づき、個人情報保護委員会に助言を求めると して、制度の適正な運用を図って参ります。</p>
審議会等への諮問	8	<p>④審査会への諮問 個人情報の不適切な取り扱いについて「専門的な知見が足りない」案件について は、市の審査会を開かず 国の個人情報委員会送りとしているが 現行の国の委員 会は体制上個別案件になど対応できる状態ではない。昨年の市の個人情報漏えい事 件も市の審査会だから、丁寧な対応ができた。情報セキュリティ 個人情報の適正 な取り扱いの確保については 市の審査会諮問のハードルをあげるべきでない。</p>	<p>改正法において、法の規律と解釈が一元化されたことから、個別案件について法に 照らした適否の判断を審議会・審査会へ諮問することは認められていません。 個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には、改正法第166条に おいて、個人情報の適正な取扱いを確保するために個人情報保護委員会に対し、必 要な情報の提供や技術的な助言を求めることができると規定されており、改正法の 規定に基づき、個人情報保護委員会に助言を求め、適正な運用を図って参ります。</p>
審議会等への諮問	9	<p>外部委託、外部提供、目的外利用等の案件は審査会に事前報告とし、報告された案 件一覧をホームページなどで公表すること</p>	<p>改正法において、法の規律と解釈が一元化されたことから、個別案件について法に 照らした適否の判断を審議会・審査会へ諮問することは認められていません。 個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には、改正法第166条に おいて、個人情報の適正な取扱いを確保するために個人情報保護委員会に対し、必 要な情報の提供や技術的な助言を求めることができると規定されており、改正法の 規定に基づき、個人情報保護委員会に助言を求め、適正な運用を図って参ります。 なお、開示等請求の決定等の運用状況等について、施行条例に基づき市ホーム ページ等で公表して参ります。</p>
審議会等への諮問	10	<p>調布市個人情報保護審査会は、2021年11月に発覚した個人情報漏洩事件の調 査において一定の役割を果たした。今後も住民の個人情報を保護し行政を監視する 機能を維持すること</p>	<p>市は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必 要があるときは、調布市個人情報保護審査会に諮問することとします。 市が行う個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会が改正法第5章の円滑な運 用が図られていないと判断した場合には、個人情報保護委員会の実地調査、指導及 び監督並びに勧告を受けることがあります。 また、漏洩その他保有個人情報の安全の確保に係る事態等が発生した場合は、改正 法第68条の規定に基づき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより個人情 報保護委員会へ報告し、適正な対応を図って参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
オンライン結合の制限	11	改正条例 13条 改正条例 13条に現行条例 13条と同様のオンライン結合の制限規定があることに賛成いたします。国や企業等による個人情報の利活用だけでなく、主権者たる市民・国民の「個人の権利利益の保護」(個人情報保護法1条)と、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき」(法3条)との個人情報保護法制の趣旨・目的に照らすと、市民・国民個人の個人情報とプライバシー権の保護を重視する調布市の姿勢に賛成します。	改正法において、法の規律と解釈が一元化されたことから、個別案件について法に照らした適否の判断を審議会・審査会へ諮問することは認められないことから、現行条例第13条のオンライン結合の制限の規定については、施行条例に規定しません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には、改正法第166条に基づき、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求め、適正な対応を図って参ります。
個人情報ファイル簿	12	③個人情報ファイルについて 個人情報保護法(以下法と記述)で公開や管理の対象からはずれる○職員または職員であったものの個人情報ファイルのうち人事給与福利厚生採用試験にかかわるもの○1年以内に消去することになる記録情報のみのファイルについても適切な管理・取扱いがされるべきである。 個人情報漏えいへの教訓から短期ファイルでも内容履歴は記録に残すべきである。ファイルを作成しない個人情報取り扱い事務が事実上無届になるのであれば規定が必要だ。	職員の情報や1年以内に消去することになる記録情報も個人情報であることから、個人情報ファイルの適用が除外されているとしても、改正法第66条に規定されている安全管理措置に基づき、適正に管理する必要があると認識しています。
個人情報ファイル簿	13	個人情報ファイル簿の作成・公表(改正法第75条) 「個人情報ファイル簿」は、法の対象外となる個人情報も含め、目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し、公表する仕組みを規定し、現行の内容を維持すること	個人情報ファイル簿の記載事項は、改正法第74条第1項各号に定められており、当該個人情報ファイルの利用目的、収集方法、記録情報の経常的提供先等の記載が必要とされています。 したがって、外部提供をする場合には、記録情報の経常的提供先を記載する必要があり、個人情報の収集前から恒常的に保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供する場合には、当該内容を利用目的に記載いたします。その他記載内容は、必要に応じて備考欄に記載いたします。 また、改正法の規定により、個人情報ファイル簿の公表も義務付けられています。
要配慮個人情報	14	改正条例3条 改正条例3条に要配慮個人情報の定義が存在せず、個人情報保護法にすでに要配慮個人情報の定義規定があるので条例要配慮個人情報の規定は改正条例に設けない方針とのことであるが、改正条例5条2項各号には要配慮個人情報に類する事項の規定があるところ、同2項2号の「社会的差別の原因となる個人情報」には、調布市の実務において個人情報保護法2条3項が列挙する事項以外の事項が存在しないか調査は行われているのであろうか(例えば信仰、病歴、障害歴、ワクチン接種等の履歴、本籍地、資産情報、金融情報など)。もし存在するのであれば、条例要配慮個人情報として明文で定義規定を置くべきではないか。	現行条例第5条第2項に規定している第三者に知られることで社会的差別を受けるおそれがあり収集に際して配慮を必要とする個人情報については、改正法第2条及び政令において、人種、信条、社会的身分、病歴、障害、健康診断等が「要配慮個人情報」として規定されています。改正法において現行条例と同等に規定されていることから、施行条例では「条例要配慮個人情報」は規定しないものです。
要配慮個人情報	15	要配慮個人情報(人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴等)は、できる限り収集・データ化しないこと。あわせて、安全管理措置を講じてください。	改正法第2条において、特に配慮を要する個人情報として人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等の「要配慮個人情報」が規定されていることから、その取扱については、改正法等の規定に基づき適正に管理して参ります。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
開示、訂正及び利用停止	16	改正条例26条1号、2号 改正条例26条1号の利用停止又は消去の要件の部分に、「個人情報保護法63条の定める不適正利用が行われたとき」を追加すべきではないか。また改正条例26条2号の外部提供の停止の要件の部分に、「個人情報保護法68条の定める個人情報の漏洩等が発生した場合その他本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるとき」を追加すべきではないか。	保有個人情報の利用停止及び消去に関する手続及び措置について、改正法第98条～103条に規定があり、改正法第98条第1項第1号は「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」は、当該保有個人情報の利用の停止又は消去できると規定されています。 改正法と重複する内容の規定を施行条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、改正法の趣旨に照らし、施行条例に規定しないこととしています。 また、漏洩その他保有個人情報の安全の確保に係る事態が発生した場合は、改正法第68条の規定に基づき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより個人情報保護委員会へ報告し、適正に対応して参ります。
開示、訂正及び利用停止	17	⑤開示請求において 外部提供の履歴・提供先・内容を本人開示するという内容を定めるべきである。昨年の事件の教訓から。(法35条関係からすれば可能なはず)	改正法第35条は、個人情報取扱事業者が利用停止等を行った場合に、適用される規定となっております。市が利用停止等を行った場合には、改正法第98条～103条が適用されます。 改正法第98条の規定では、法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等に対して、利用停止請求ができるという趣旨から、法第69条第1項及び第2項等の規定に違反して提供されているときは、当該内容を開示請求したうえで、90日以内に利用停止請求を行うこととなります。 したがって、外部提供された保有個人情報を利用停止する場合には、改正法第76条～第88条の規定に基づき、開示請求を行う必要があり、開示請求の対応は、当該規定に基づき、適正に運用して参ります。
開示、訂正及び利用停止	18	②目的等で個人情報コントロール権を明示すべきである。 個人情報保護法第五条「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」となっている。昨年度市民の個人情報の不適切な扱いが明らかになった本市では条例に定めるべき、法改正時に以下の答弁もあり、可能なはずだ。 令和3年4月22日参議院内閣委員会政府参考人答弁「自己コントロール権につきましては、地域の特性と関係しないものと考えられますので、具体的な法的効果を伴う権利として条例に規定するということはできませんけれども、純粋に理念的な事項としてでありますと、法律上の共通ルールの内容を変更しないということですので、改正後、改正案の施行後においても条例に規定することは可能だと考えております。」	自分に関する情報の流れを自ら管理する権利、いわゆる自己情報コントロール権については、現行条例において、市が保有する自分の個人情報の開示や訂正、利用停止請求権を具体的な権利として定めています。 施行条例においては、改正法の目的や規範に反することがなく、市民や事業者の権利義務に実質的な影響を与えることがない限り、理念規定を設けることは妨げられないとされていますが、改正法の第5章第4節において、自己情報を知るための開示請求権、誤って記録されている自己情報の訂正請求権等の権利が規定され、自己情報コントロール権は法で担保されているものと認識しており、改正法の規定に基づき、適正に運用して参ります。
開示、訂正及び利用停止	19	本人情報の開示、使用中止、訂正請求権等、自己情報コントロールを権を条例に明記すること	自分に関する情報の流れを自ら管理する権利、いわゆる自己情報コントロール権については、現行条例において、市が保有する自分の個人情報の開示や訂正、利用停止請求権を具体的な権利として定めています。 施行条例においては、改正法の目的や規範に反することがなく、市民や事業者の権利義務に実質的な影響を与えることがない限り、理念規定を設けることは妨げられないとされていますが、改正法の第5章第4節において、自己情報を知るための開示請求権、誤って記録されている自己情報の訂正請求権等の権利が規定され、自己情報コントロール権は法で担保されているものと認識しており、改正法の規定に基づき、適正に運用して参ります。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
開示、訂正及び利用停止	20	開示請求権 市民の開示請求権を保障すること。「権利の乱用」条項などは追加しないこと	権利の濫用が許されないことは「法の一般原則」であり、市の事務事業を停滞させることを目的とするような開示請求の場合には、明文の規定がなくとも、権利の濫用を理由とする拒否処分を行うことがあります。 改正法が個人の権利として開示請求権を認めている趣旨に鑑み、権利の濫用の当否の判断は、個別具体的な事情に応じて行う必要があり、改正法の規定に基づき適正な運用を図って参ります。
開示決定等の期限	21	現行条例で開示決定までの期間を14日以内と定めていたものを30日以内に伸ばすのは、市民の迅速な開示決定を受ける権利の後退になるが、法改正以外に伸ばす理由がないのは不合理であり、現行条例と同じ14日以内にすべき。 仮に、法律の制約により法定日数より短い期間を定めることが出来ないなら、実施機関が14日以内に開示決定することを努力義務とする規定を条例に設けるべき。	現行条例における開示請求は、原則として本人又は法定代理人による対面としていますが、改正法では任意代理人や郵送による請求が認められたことから、なりすまし等による請求を回避するため、本人確認などに時間を要する事案が増えることが考えられます。そのため、開示決定までの期間は、改正法の規定と同様に30日以内とします。 なお、開示請求の標準処理期間については現行と同様に14日以内とすることにより、30日間を待たずに決定できる請求については速やかに対応するよう適正な運用に努めます。
開示決定等の期限	22	⑦開示請求から決定までの期間の上限は現行保護条例どおり14日以内にすべきだ。行政のデジタル化の大義名分は利便性の向上とされている。調布市も自らデジタル化推進の旗を振っている。にもかかわらずなぜ市民側の権利である開示決定の利便性が後退する条例案を出してくるのか、まったく理解できない。現状維持は最低条件であり、デジタル化で短縮や利便性の向上を目指すのが当然だ。	現行条例における開示請求は、原則として本人又は法定代理人による対面としていますが、改正法では任意代理人や郵送による請求が認められたことから、なりすまし等による請求を回避するため、本人確認などに時間を要する事案が増えることが考えられます。そのため、開示決定までの期間は、改正法の規定と同様に30日以内とします。 なお、開示請求の標準処理期間については現行と同様に14日以内とすることにより、30日間を待たずに決定できる請求については速やかに対応するよう適正な運用に努めます。
開示決定等の期限	23	開示決定等の期限（改正法第83条） 現行条例どおり14日以内とすべきである。デジタル化で期間短縮するなら理解できるが、長くなるなどありえない。	現行条例における開示請求は、原則として本人又は法定代理人による対面としていますが、改正法では任意代理人や郵送による請求が認められたことから、なりすまし等による請求を回避するため、本人確認などに時間を要する事案が増えることが考えられます。そのため、開示決定までの期間は、改正法の規定と同様に30日以内とします。 なお、開示請求の標準処理期間については現行と同様に14日以内とすることにより、30日間を待たずに決定できる請求については速やかに対応するよう適正な運用に努めます。
開示決定等の期限	24	⑧開示請求などはメールが到着した時点で受理扱いとすべき。デジタル手続き条例から当然そうした規定にするものと思うが。	改正法では、開示請求を受けた場合、開示請求があった日から30日以内に、決定を行わなければならないとされています。 開示請求があった日とは、開示請求書が開示決定を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指します。「到達した日」とは、職員が事務所において開示請求書を確認することが可能となった日のことで、メールの場合、一般的には開示請求の受付簿への記録が完了した日が開示請求があった日となり、開庁時間内にメールの受信があれば、当該日に到達した事実として、「開示請求があった日」といたします。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
開示決定等の期限	25	<p>開示決定等の期限（改正法第83条） 陳情第64号「情報公開請求書を3か月以上も受け付けない情報公開条例違反の業務を改めることを求める陳情」が令和4年6月の調布市議会に提出されている。 https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1655425814879/sample/tin_64_2.pdf 開示決定等の期間を14日とか30日とか60日と規定しても、受け付けなければ意味がないので、行政の違法不当な不作為を防止するために、開示請求が調布市に届いた時点とするなどの歯止めの規定を設けること。</p>	<p>改正法では、開示請求を受けた場合、開示請求があった日から30日以内に、決定を行わなければならないとされています。 開示請求があった日とは、開示請求書が開示決定を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指します。「到達した日」とは、職員が事務所において開示請求書を確認することが可能となった日のことで、メールの場合、一般的には開示請求の受付簿への記録が完了した日が開示請求があった日となり、開庁時間内にメールの受信があれば、当該日に到達したことから、「開示請求があった日」といたします。</p>
行政機関等匿名加工情報	26	<p>「調布市個人情報保護法施行条例(案)の概要について(説明資料)」2頁の図表3の「ウ行政機関等匿名加工情報(改正法第109条等)の作成・提供」 改正条例に行政機関等匿名加工情報の規定を設けないとの調布市の判断に賛成いたします。国や企業等による個人情報の利活用だけでなく、主権者たる市民・国民の「個人の権利利益の保護」(個人情報保護法1条)と、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき」(法3条)との個人情報保護法制の趣旨・目的に照らすと、市民・国民個人の個人情報とプライバシー権の保護を重視する調布市の姿勢に賛成します。</p>	<p>改正法における「行政機関等匿名加工情報の利用」に関する規定は、都道府県及び政令指定都市は義務化されていますが、市区町村は任意であることから、法施行時の導入は見送ります。今後の法改正により市区町村においても義務化されることも想定されることから、調査研究して参ります。</p>
行政機関等匿名加工情報	27	<p>行政機関等匿名加工情報の作成・提供（改正法第109条等） 「匿名加工情報」を重ね合わせると、個人を特定できる可能性があるため、「条例施行時の導入を見送る」だけでなく、その後も導入しないこと。</p>	<p>改正法における「行政機関等匿名加工情報の利用」に関する規定は、都道府県及び政令指定都市は義務化されていますが、市区町村は任意であることから、法施行時の導入は見送ります。今後の法改正により市区町村においても義務化されることも想定されることから、調査研究して参ります。</p>
安全管理措置	28	<p>改正条例 16条5項 2021年11月に発覚した調布市つつじが丘のNEXCO 東日本による陥没事故の被害者住民の情報公開請求に係る個人情報漏洩事件を踏まえ、改正条例 16条5項に「ただし、当該開示決定等に係る保有個人情報の安全管理を徹底し、当該実施機関以外のものに当該保有個人情報の漏洩等が発生しないようにして、開示請求者の権利利益を保護しなければならない。」等のただし書きを設けるべきではないか。</p>	<p>現行条例第16条第5項の規定は、改正法第86条に同趣旨の内容の規定が置かれています。 改正法の規定において、「開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」とされています。 規定にある政令とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号）のことで、当該政令の第25条では、「第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するにあたっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。」とされていることから、当該規定に基づき適正に運用して参ります。</p>
死者の個人情報	29	<p>死者の情報は、別途条例を制定し保護すること</p>	<p>個人情報の定義は、改正法第2条第1項に「生存する個人に関する情報」との規定がされており、施行条例においても死者に関する情報は、「個人情報」に含まれておりません。 そのため、死者に関する情報の取扱いについては、改正法・施行条例において規定はありませんが、市が保有する情報について、開示を求められた場合は、個別具体的な事情に応じて、適正に取り扱って参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	30	改正条例8条の条文名、2項、4項、同10条1項 改正条例8条、10条の「適正管理」または「適正な管理」は、個人情報保護法66条にそそえて「安全管理」または「安全な管理」に用語をそそえては如何でしょうか。	改正法第66条では、「取り扱う保有個人情報の漏洩、滅失又は棄損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。」とされています。ここでの「安全管理」は、漏洩、滅失又は棄損の防止を趣旨としたものが想定されています。 一方、施行条例においては、「実施機関は、保有個人情報を適正に管理するため、保有個人情報保護管理責任者を置く。」としています。ここでの「適正管理」は、保有個人情報が記録された文書の取扱いに留意することを趣旨として規定したものです。